

議案第 13 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 9 条第 2 項の条例で定める事務の廃止及び利用することができる特定個人情報を追加するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 8 の項を次のように改める。

8 削除	
------	--

別表第 2 の 7 の項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は年金給付関係情報」に改め、同表 8 の項を次のように改める。

8 削除		
------	--	--

別表第 2 の 11 の項中「又は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 29 号)による資金の貸付けに関する情報」を「、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 29 号)による資金の貸付けに関する情報又は年金給付関係情報」に改め、同表 21 の項中「又は医療保険給付関係情報」を「、医療保険給付関係情報又は年金給付関係情報」に改める。

別表第 3 の 1 の項中「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当関係情報又は年金給付関係情報」に改め、同表 2 の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は年金給付関係情報」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
機関	事務		機関	事務	
1～7	省略		1～7	省略	
8 削 除			8 市 長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	
9～14	省略		9～14	省略	
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1～6	省略		1～6	省略	
7 市 長	身体障害者が自ら運転するための自動車改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は年金給付関係情報</u> であって規則で定めるもの	7 市 長	身体障害者が自ら運転するための自動車改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
8 削 除			8 市 長	<u>介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、 <u>介護保険給付等関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
9～10	省略		9～10	省略	
11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当	11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当

		等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 29 号)による資金の貸付けに関する情報又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの
12～20	省略	
21	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
22	省略	

別表第 3(第 5 条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、 <u>児童扶養手当関係情報</u> 又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報</u> 又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの
3	省略		

		等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 29 号)による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
12～20	省略	
21	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
22	省略	

別表第 3(第 5 条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は <u>児童扶養手当関係情報</u> であって規則で定めるもの
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は <u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
3	省略		